

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
1	募集要項	16	第4	1	(3)			提案上限額	質問	<p>提案上限額が¥24,831,284,000-（税込）と記載がありますが、2023年5月に貴市が公表しました「本町田地区・南成瀬地区・鶴川東地区・鶴川西地区統合新設新設小学校及び南第一小学校民間活力導入可能性調査報告書」の7頁3.2.3.PFI-LOGIに本町田地区と南成瀬地区の費用合算額は、本町田地区が12,663,087千円（税込）、南成瀬地区が11,262,467千円（税込）で、23,895,554千円（税込）となります。</p> <p>今回の事業費上限額と比較すると935,730千円（税込）3.9%の積み増しと解していますが、今回の提案上限額（事業費上限額）を設定するにあたり、どの時期の物価指数を採用し見直したのか、物価見直し以外で見直しされている場合（例えば、業務範囲の追加削減変更等）は、何を基に見直しをされたかご教示願います。</p> <p>尚、（一財）建設物価調査会が公表している建設物価 建設費指数（東京：学校RC造）による純工事指数は、2023年5月は“121.7p”、2024年1月は“129.4p”とあり上昇率は、2023年5月比で+7.7p（6.3%増）となっています。※別添Excelシート【質問別添資料】をご参照ください。</p>	<p>要求水準書をはじめ本事業の募集要項等については、2023年8月21日に公表した本事業の実施方針や要求水準書（案）に対するご意見等をはじめ、様々な要素を踏まえた検討を行い、内容を決定し、その内容に基づき提案上限額の積算を行いました。ご質問いただいた、本募集要項等を作成するにあたって採用した物価指数や、業務範囲等の追加等をした個別の根拠をお示しすることは致しません。</p> <p>当該提案上限額の範囲内で、市が募集要項等で求める業務範囲や性能を実現できる事業提案をお願いします。</p>
2	要求水準書	17	第2	1	(3)	1)	ア	擁壁について	質問	<p>（南成瀬地区対象） 既存擁壁の健全性を確認する為、敷地南西（河川側）の擁壁に関する図面及び計算書等の貸与は可能でしょうか。</p>	<p>図面及び計算書等はありません。</p>

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
3	要求水準書	46 49	第2	2・3	(2)	1)	表	新たな学校の大きさ(目安)	質問	「本町田地区の要求水準」「南成瀬地区の要求水準」において、「新たな学校の大きさ(目安)」として、本町田地区では約11,800㎡、南成瀬地区では約10,600㎡が示されています。要求水準書および別紙1各室諸元表の基準面積、諸条件を満たす図面を検討すると、目安とされる面積よりも10%以上、最大で15%程度広い面積が必要となる見通しです。施設面積は事業コスト全体に大きく影響があります。事業者が提案する施設面積について、上限はありますでしょうか。	施設面積の上限はありません。 なお、ご質問のとおり、施設面積と建設費は比例しますので、平面計画の工夫や建設費圧縮の工夫等が必要になるかと思いますが、市が提示した施設面積が要求水準書の目安から大きく逸脱しているとは考えておりません。
4	要求水準書	57 64	第4 第6	3	(3) (4)	1) 1)	2) 2)		質問	建設業務、解体業務の各配置者は記載の通り各実施体制毎の配置が可能との認識で宜しいでしょうか。	各実施体制毎の配置は可能ですが、業務の引継ぎや各業務の責任等について明確する必要があります。
5	要求水準書	72	7	3	(1)	⑩		運転・監視及び点検業務	質問	第1回「募集要項等に関する質問及び意見書」の回答No.43にて、ガスの供給企業とはメンテナンス契約を行っていないとの回答をいただいておりますが、メーカーではフルメンテナンス契約を実施しておりませんでした。その為、当該フルメンテナンス契約とは、「募集要項別紙13(参考)2022年度契約非常用発電機点検・整備仕様書」を参考に、緊急時に異状なく非常用自家発電機を使用できるように維持管理することの理解でよろしいでしょうか。	避難訓練等での使用も想定されるため、緊急時だけでなく常時使用できるように維持管理してください。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
6	要求水準書	73	第7	4	(2)	①		長期修繕計画	質問	80年間の大規模修繕に係る見込み額について、技術の進化や貨幣価値等全てを考慮し、作成する事は、現実との乖離も発生すると考えるが、その理解でよろしいか。	80年間の長期修繕計画の作成をお願いします。また、年度毎に作成する詳細修繕計画書を基に、修繕を実施することとなりますので、合わせて長期修繕計画も更新する必要があります。さらに、お見込みのとおり、技術の進化等が将来にわたり考えられるため、長期修繕計画は更新をする必要があります。
7	要求水準書	75	第7	5			表中	業務内容	質問	貴市が想定しています『車輛による荷物等の運搬』における車輛は、架装の異なるトラックを想定していると見受けられるが、都度、レンタルするとの理解でよろしいか。	事業者の提案によります。
8	要求水準書	75	第7	5			表中	業務内容	質問	来校者への湯茶の準備とは、茶等の材料の準備であり、配膳は含まないとの理解でよろしいか。	配膳も含まれます。要求水準書を「準備及び配膳」に修正します。
9	要求水準書	75	第7	5			表中	業務内容	質問	用務員の業務として『行事等における紅白幕設置、屋外テント設営、展示パネル設置、設営』とありますが、規模及び回数をお示しください。	おおよその規模・回数は以下のとおりです。 ・紅白幕：年1回程度（体育館壁全面） ・屋外テント設営：年1回年度、テント（4～6張）、タープ・日除けネット（2～6枚程度） ・展示パネル（180×90）：年1回程度（10～20枚程度）
10	要求水準書	76	第7	7		②		業務内容	質問	『市が設置した遊具運動器具等について、安全に利用可能な状態に保つこと』とあるが、どのような遊具がどのように配置されているかご教授いただけないでしょうか。	市は遊具運動器具等を設置しません。要求水準書の該当箇所を「事業者が設置した遊具運動器具等については、安全に利用可能な状態に保つこと。」に訂正いたします。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
11	要求水準書	76	第7	7		③		業務内容	質問	観察池の水質管理等とは、どのような業務なのか業務内容をご教授ください。	夏などに観察池に発生した藻の除去や、水が減った場合の注水等です。
12	要求水準書	86	第8	2	(2)	5)	①	食材搬入	質問	牛乳・添物・デザート類といった納品後そのまま運搬台車に積載する食材については、検収室で検品後、食品庫で仕分けを行い、配膳室にて運搬台車に積載するような運用方法で問題ないでしょうか。	調理を要しない食材につきましても、検品後所定の食品庫等に相互汚染の無いように衛生的かつ安全に格納し、適正に保管してください。また、学校の給食時間に合わせて、適正な温度管理を行った上で、クラス用運搬車に積載し配膳してください。
13	要求水準書	90	第8	3	(1)	1)	イ	業務時間	質問	業務時間において、用務業務にて既に門扉を閉じている時間や用務業務の勤務日以外があるが、貴市の設定はどのような設定かご教授ください。	現行では、鍵の開閉は用務業務従事者以外のシルバー人材センターに依頼しており、教職員の残業時には教職員が施錠する場合があります。夜間、土日の学校開放など、用務業務の担当者が常駐していない時間帯についての運用は、事業者の提案によります。施設利用者の安全確保等、要求水準の性能を満たしたうえで、用務業務の担当者と学校施設活用業務の担当者が十分に連携をとり、効率的、効果的に実施していただくことを期待しています。
14	要求水準書	90	第8	3	(1)	4)		利用料金	質問	施設利用者が支払う参加料金は、外部講師への謝金や材料費等の事業者がすべて支払いに回す実費相当額との記載があるので、市への参加料金の納入は、実質存在しないとの理解でよろしいか。	施設利用者が支払う参加料金の金額設定は、記載のとおり実費相当額としますが、実際に施設利用者が支払った参加料金（売上金）は、事業者が取りまとめ市に納付していただきます。
15	要求水準書	90	第8	3	(1)	4)		利用料金	質問	施設利用者が支払う参加料金は、外部講師への謝金や材料費等の事業者がすべて支払いに回す実費相当額との記載があるが、事業者のインセンティブ等は、ないのか。	お見込みのとおりです。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
16	要求水準書	91	第8	3	(3)	2)	②	日常管理業務	質問	券売機の管理を行うとの事ですが、機械は、貴市での用意との理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
17	要求水準書	93	第8	4	(1)	1)	イ	業務時間	質問	業務時間において、用務業務にて既に門扉を閉じている時間や用務業務の勤務日以外があるが、貴市は設定はどのような設定かご教授ください。	NO.13の回答をご参照ください。 夜間、土日など、用務業務の担当者が常駐していない時間帯についての運用は、事業者の提案によります。施設利用者の安全確保等、要求水準の性能を満たしたうえで、用務業務の担当者と児童への放課後活動の提供業務の担当者が十分に連携をとり、効率的、効果的に実施していただくことを期待しています。
18	要求水準書	93	第8	4	(1)	4)		利用料金	質問	利用料金と参加料金の違いをご教授ください。	本項でいう「利用料金」と「参加料金」は同義です。「参加料金」に修正しました。
19	要求水準書別紙19							各献立で使用する食器・食缶・器具	質問	使用予定の食器・食缶・配膳用具の規格・仕様については、すべて事業者側の提案に委ねるという理解でよろしいでしょうか。	食器につきましては、現在、児童への給食提供を安全に行うために、全校で同規格のPEN食器の導入を進めています。そのため、本施設稼働時においては市が移動させた食器を使用いただき、更新時には同等品を調達してください。 要求水準書を修正し、別紙18「移動予定給食調理業務物品一覧」に規格・仕様を追記いたします。 それ以外につきましては、お見込みのとおりです。
20	様式集2							修正版	質問	募集要項等に関する質問及び意見書第1回を受けて、いくつかの箇所について様式を修正頂けるという回答を2/9に公表されましたが、こちらの修正版の公表はいつ頃になりますでしょうか。	本回答と同時に公表しています。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
21	事業契約書(案)	9	第10条	1				第三者に及ぼした損害等	意見	本事業の利用者によって発生した事故は事業者負担とありますが、本事業にかかわる維持管理・運営に帰属するもの、施設の設えに関するもの、工事に起因するものと証明されたもの以外は事業者責任ではないと考えますがよろしいでしょうか。	市に帰責事由があると認められなかったもの(同条第2項ご参照)につきましては、事業者にご負担いただきます。但し、不可抗力による場合には、同条第3項のとおり、第80条第3項に従って、事業者と市がそれぞれ負担いたします。
22	事業契約書(案)	9	第2章	第10条	2			第三者に及ぼした損害等	質問	貴市に損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本市が負担する「合理的な範囲」とは、当該事象と因果関係があり、一般的に発生することが相当と認められる範囲であり、ご質問の費用が含まれるかは一概には判断できず、発生した金融費用の内容等の具体的な状況を踏まえ、個別に判断することになります。
23	事業契約書(案)	9	第2章	第10条	3			第三者に及ぼした損害等	質問	貴市に損害をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本項は「不可抗力」により第三者に損害を及ぼした場合について定めるものですが、同項記載のとおり、第80条第3項の規定により市と事業者が特定の割合によりそれぞれ負担することになります。第80条第3項各号の「合理的な増加費用額及び損害額」に含まれるか否かは、当該事象と因果関係があり、一般的に発生することが相当と認められる範囲であり、ご質問の費用が含まれるかは一概には判断できず、当該不可抗力の内容、発生した金融費用の内容等の具体的な状況を踏まえ、個別に判断することになります。
24	事業契約書(案)	10	第2章	第11条	4			事業用地の使用	質問	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本市が負担する「合理的費用」とは、当該事象と因果関係があり、一般的に発生することが相当と認められる範囲であり、ご質問の費用が含まれるかは一概には判断できず、発生した事態、事業者等に発生した費用等の具体的な状況を踏まえ、個別に判断することになります。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
25	事業契約書(案)	10	第12条	1				事業用地が不要となった場合の措置	質問	要求水準書等の変更によって事業用地が不要となった場合、市に明け渡すまでにかかる費用について、通常業務の範囲を超える事業者が想定し得なかった増額分は市にご負担いただけると捉えてよろしいですか。 また、撤去する対象に新築する建築物を含まないという理解でよいでしょうか。	ご質問の前段につき、市の都合による要求水準書等の変更による場合は、合理的な範囲において、市が費用を負担いたします。 ご質問の後段につき、お見込みのとおりです。
26	事業契約書(案)	11	第3章	15条	3			近隣対応	質問	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	該当箇所の規定では、市が自らの責任と費用負担をもって対応することとしており、事業者が発生した金融費用を本項に基づき本市が負担することはありません。
27	事業契約書(案)	12	第18条	2				事前調査	意見	例えば、本町田東小学校の既存プール際の法面について、事業契約後の調査結果をもって初めて補強等が必要な状態であると判明した場合、解体・建設業務を遂行することを妨げる契約不適合として理解してよいでしょうか。	事業者の提案する内容において、解体・建設業務等に支障があり、補強工事等を行う場合は事業者の負担となります。 なお、市では現状、本町田東小学校のプール際の法面を補強する必要があると考えておりません。ただし、調査結果より、既存擁壁等が倒壊の恐れがあり、緊急改修工事が必要である場合、別途協議とします。
28	事業契約書(案)	12	第3章	第18条	2			事前調査	質問	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本市が負担する「合理的な範囲」とは、当該事象と因果関係があり、一般的に発生することが相当と認められる範囲であり、ご質問の費用が含まれるかは一概には判断できず、当該契約不適合の内容、事業者が発生した追加費用や損害等の具体的な状況を踏まえ、個別に判断することになります。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
29	事業契約書(案)	13	第3章	第21条	2			設計の変更	質問	貴市に損害及び費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本市が負担する「合理的な範囲」とは、当該事象と因果関係があり、一般的に発生することが相当と認められる範囲であり、ご質問の費用が含まれるかは一概には判断できず、当該設計変更の内容、時期や、発生した金融費用の内容等の具体的な状況を踏まえ、個別に判断することになります。
30	事業契約書(案)	15	第4章	第23条	4			建設及び解体	意見	昨今の燃料費高騰がSPCに与える影響を鑑み、光熱水費の負担については、貴市のご負担としていただけないでしょうか。	建設及び解体工事で使用する光熱水費は事業者負担となります。
31	事業契約書(案)	15	第4章	第1節	第26条	2		工事現場の安全管理	質問	貴市に追加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	「不可抗力」に該当する場合は、第80条の規定によります。第80条第3項の「合理的な増加費用額及び損害額」又は第26条第2項の「市の責めに帰すべき事由に起因する追加費用」に含まれるか否かは、(後者の場合は、当該費用の発生原因となった事象が市の責めに帰すべき事由によるものであることを前提に、)発生した追加費用等が、当該事象との間に因果関係があり、一般的に発生することが相当と認められる範囲内のものであるかどうかで判断します。ご質問の費用が含まれるかは一概には判断できず、当該発生した事象、発生した金融費用の内容等の具体的な状況を踏まえ、個別に判断することになります。



募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
32	事業契約書 (案)	16	第4章	第1節	第28条	3		什器備品の調達等	質問	貴市に追加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	「市の求めによる什器備品等の変更による追加費用」に含まれるか否かは、発生した追加費用が、当該事象との間に因果関係があり、一般的に発生することが相当と認められる範囲内のものであるかどうかで判断します。ご質問の費用が含まれるかは一概には判断できず、当該発生した事象、発生した金融費用の内容等の具体的な状況を踏まえ、個別に判断することになります。
33	事業契約書 (案)	17	第4章	第1節	第29条	3		事後調査	質問	貴市の責に帰すべき事由により貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本項にて本市が負担すべき費用に含まれるか否かは、関連する費用の発生原因となった事象が市の責めに帰すべき事由によるものであることを前提に、かかる費用が、当該事象との間に因果関係があり、一般的に発生することが相当と認められる範囲内のものであるかどうかで判断します。ご質問の費用が含まれるかは一概には判断できず、当該発生した事象、発生した金融費用の内容等の具体的な状況を踏まえ、個別に判断することになります。
34	事業契約書 (案)	18	第4章	第3節	第31条	4		工期又は工程の変更	質問	貴市に損害及び費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本市が負担する「合理的な範囲」とは、当該事象と因果関係があり、一般的に発生することが相当と認められる範囲であり、ご質問の費用が含まれるかは一概には判断できず、当該工期又は工程の変更の内容、時期等や発生した金融費用等の具体的な状況を踏まえ、個別に判断することになります。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
35	事業契約書 (案)	19	第4章	第3節	第32条			工事完工等の遅延による費用等の負担	質問	貴市に損害及び費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本市が負担する「合理的な範囲」とは、当該事象と因果関係があり、一般的に発生することが相当と認められる範囲であり、ご質問の費用が含まれるかは一概には判断できず、当該遅延の内容、時期等や発生した金融費用等の具体的な状況を踏まえ、個別に判断することになります。
36	事業契約書 (案)	20	第4章	第3節	第33条	3		工事の中断	質問	貴市に損害及び費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本市が負担する「合理的な範囲」とは、当該事象と因果関係があり、一般的に発生することが相当と認められる範囲であり、ご質問の費用が含まれるかは一概には判断できず、当該工事中断の時期等や発生した金融費用等の具体的な状況を踏まえ、個別に判断することになります。
37	事業契約書 (案)	22	第4章	第4節	第39条			市による完工確認書の発行	質問	完工確認書の発行について、具体的にどの程度の期間を想定されていますでしょうか。(事業者へ完工引渡し後に融資を実行する際の証憑とすることを意図しております。)	1～2週間程度を想定しています。
38	事業契約書 (案)	23	第4章	第4節	第40条	1		本施設の引渡し	質問	「市は、引渡し後、事業者に対して、本施設の受領に係る書類を交付する」とありますが、交付までにどの程度の期間を想定されていますでしょうか。(事業者へ完工引渡し後に融資を実行する際の証憑とすることを意図しております。)	1～2週間程度を想定しています。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
39	事業契約書 (案)	27	第5章	第1節	第48条			運営開始の遅延による費用等の負担	質問	貴市に損害及び費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本市が負担する「合理的な費用」とは、当該事象と因果関係があり、一般的に発生することが相当と認められる範囲であり、ご質問の費用が含まれるかは一概には判断できず、当該遅延の時期等や発生した金融費用等の具体的な状況を踏まえ、個別に判断することになります。
40	事業契約書 (案)	27	第5章	第1節	第49条	1		修繕等	質問	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本項にて本市が負担すべき修繕に要する費用に含まれるか否かは、発生した費用が、当該事象との間に因果関係があり、一般的に発生することが相当と認められる範囲内のものであるかどうかで判断します。ご質問の費用が含まれるかは一概には判断できず、当該修繕の内容や発生した金融費用の内容等の具体的な状況を踏まえ、個別に判断することになります。
41	事業契約書 (案)	30	第5章	第2節	第55条	6		非常時又は緊急時の措置	質問	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本項にて本市が負担する増加費用及び損害に含まれるか否かは、発生した増加費用等が当該事象との間に因果関係があり、一般的に発生することが相当と認められる範囲内のものであるかどうかで判断します。ご質問の費用が含まれるかは一概には判断できず、当該発生した事象、発生した金融費用の内容等の具体的な状況を踏まえ、個別に判断することになります。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
42	事業契約書(案)	30	第5章	第2節	第56条	5		異物混入、食中毒等の対応	質問	貴市に費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本市が負担する「合理的な範囲」とは、当該事象と因果関係があり、一般的に発生することが相当と認められる範囲であり、ご質問の費用が含まれるかは一概には判断できず、発生した事象の内容、時期等や発生した金融費用等の具体的な状況を踏まえ、個別に判断することになります。
43	事業契約書(案)	42	第10章	第80条	3			協議及び追加費用の負担	質問	貴市に追加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本項の規定により本市と事業者が特定の割合によりそれぞれ負担する「合理的な増加費用額及び損害額」に含まれるか否かは、発生した増加費用及び損害が、当該事象との間に因果関係があり、一般的に発生することが相当と認められる範囲内のものであるかどうかで判断します。ご質問の費用が含まれるかは一概には判断できず、当該発生した事象、発生した金融費用の内容等の具体的な状況を踏まえ、個別に判断することになります。
44	事業契約書(案)	43	第10章	第80条	4			協議及び追加費用の負担	質問	貴市に追加費用をご負担いただく場合、合理的な範囲で金融費用についてもご負担いただけるという理解でよろしいでしょうか。	本市が負担する「合理的な必要金額」とは、本施設の全部が稼働するようになるまでの間に必要となる費用の金額のうち、当該事象との間に因果関係があり、一般的に発生することが相当と認められる範囲内の部分であり、ご質問の費用が含まれるかは一概には判断できず、当該不可抗力の内容、本施設の全部の稼働時期等の具体的な状況を踏まえ、個別に協議させていただきます。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
45	事業契約書(案)							修正版	質問	募集要項等に関する質問及び意見書第1回を受けて、いくつかの箇所について事業契約書(案)を修正頂けると回答を2/9に公表されましたが、こちらの修正版の公表はいつ頃になりますでしょうか。	本回答と同時に公表しています。
46	基本協定書(案)	4	11条	1				談合等の不正行為に係る損害の賠償	意見	SPCが当該違約金を連帯して支払う定めであり、万が一違約金の支払い事由が発生し、構成企業や協力企業が違約金を支払えないとSPCが負担することになると思慮いたします。SPCの主な資産は貴市からのサービス対価であり、当該資産が違約金支払いの原資となった場合、最終的には本事業の事業継続自体が困難な状況に陥るリスクがあると懸念しております。また、同種のPFI案件において、談合等の不正行為に係る違約金については、その帰責者を構成企業や協力企業に留めるのが一般的かと存じます。以上を踏まえて、当該違約金の対象から「SPC」を外していただくよう、ご検討ください。	2024年6月28日公表「募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解」のとおりとします。 原案のとおりとします。 <del>連帯するSPC及び構成企業、協力企業の関係者間で、適切な負担方法をご検討ください。</del>
47	2023年10月6日 質疑回答No. 25							窓口担当者	質問	市と学校職員等との連絡調整を図る「窓口担当者」は維持管理業務責任者が望ましいとの回答ですが、維持管理業務責任者は1名とし、例えば本町田の用務業務担当者が維持管理業務責任者と兼務している場合、南成瀬の窓口担当者は南成瀬の用務業務担当者が務めることでよろしいでしょうか。	事業地ごとに各1名を窓口担当者として選任していただく必要があります。なお、具体的にどの業務担当者でないといけないなどはありませんが、市と学校教職員等との連絡やコミュニケーションが容易にできる必要があります。

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
48	2024年2月9日 質疑回答No. 17							土地の契約不適合	質問	<p>実施方針における『添付資料4 リスク分担表』の土地の契約不適合において、<u>調査資料等で予め想定し得る土地の契約不適合に起因する対応費用の増加や工期の遅延等については、事業者の負担となっております。</u></p> <p>一方で、2024年2月9日の質疑回答では、<u>市が負担すべき契約不適合に起因するものを除き、事前調査結果に基づき必要となる費用は、事業者負担。事後調査結果についても同様という回答をいただいております。</u></p> <p><u>市が負担すべき契約不適合に起因するものとは、具体的にはどういった状況を想定されていますでしょうか？</u>現状では、事業開始後に事業者が行う調査の結果、埋設物が発見される、土壌汚染が発見される等した場合は事業者負担というように文章は読めるのですが、応募段階で、事業開始後の調査結果を想定して事業費として算出することは不可能です。このままではコストの算出ができないことになるように思うのですが、いかがお考えでしょうか。</p>	<p>お示しいただいた実施方針の添付資料4「リスク分担表」におけるリスク分担は、本事業の応募者に対して、市が提供する各種の情報から想定し得る事前調査結果及びその結果に対して対応するために必要な費用や工期をあらかじめ見込んだ事業提案書を作成していただきたい、という意図を含んでいます。</p> <p>この意図を事業契約書（案）において反映した条文が第18条であり、第2項において市が負担する範囲を「募集要項等及び事業用地の現場確認の機会からあらかじめ想定し得ない契約不適合に限る。」としており、ご質問の「市が負担すべき契約不適合に起因するもの」とは、この部分を指しています。</p> <p>なお、土壌汚染、地中障害物、埋蔵文化財については、2023年10月6日公表の「実施方針等に関する質問及び意見への回答について（2回目）」NO. 37の回答に記載のとおりとなります。</p>
49	2024年2月9日 質疑回答No. 21								意見	<p>「（本町田地区対象）敷地東側に隣接する道路につきまして、道路の舗装構成については所管する部署に問合せ下さい」とありましたが、当該部署にて提示された資料及び指導をもって、規制の範囲内での車両通行については工事計画可と認識させていただきます。規制の範囲内で建設を進める中で、道路の不具合が発生した場合の対応については、別途協議とさせていただきます。</p>	<p>道路の不具合については、所管する部署と協議となります。</p>

募集要項等に関する質問及び意見と市の回答及び見解

NO	資料名	該当箇所						項目	質問・意見 の別	質問・意見	市の回答・見解
		頁	項								
50	2024年2月9日 質疑回答No. 34								意見	想定数量の増減により実数精算の対象となりません・・・とありますが、コスト圧縮のためには、実数精算としていただいた方がよいと考えますが、実数精算でお願いできませんでしょうか。	本事業費の支払い方法は、事業契約書（案）別紙6「サービス対価の支払方法」に基づいて、行います。
51	2024年2月9日 質疑回答No. 35								質問	再設置する設備及び移設する設備に関して、設置された年月日をご明示願います。	体育館空調設備及び非常用発電機の設置時期は2022年2月です。
52	2024年2月9日 質疑回答No. 41								意見	解体設計費用削減検討のため、補助金申請の上で必須となっている解体設計書類と、協議によって省略の検討の余地がある書類を分類し、ご教示願います。	過去の補助金申請上、図面及び内訳書は必ず必要となるため、現時点で省略できる書類は把握しておりません。
53	2024年2月9日 質疑回答 No. 105								意見	A-1、A-2の改定について、新築着工時に1回とご回答いただきましたが、現状の事業契約書（案）ですと、着工後約2年間、協議をする機会が与えられず、事業契約に片務性が生じる可能性があります。着工後についても協議が可能な様、条文の追記を検討願います。	原案のとおりとします。